

平成 29 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第2号	八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第3号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第4号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	15

議案第 1 号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成29年 1 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第 15 条第 2 項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏 名	所属・職業等
くどう だいち 工藤 大地	公益社団法人 八戸青年会議所

任期は、平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。

議案第 2 号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成29年 1 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

西地区給食センターの位置を変更するとともに、給食実施対象校を再編するためのものである。

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例

八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地」を「八戸市北インター工業団地二丁目2番1号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	学校給食の実施の対象となる学校
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市立吹上小学校 八戸市立中居林小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立湊小学校 八戸市立青潮小学校 八戸市立第一中学校 八戸市立第三中学校 八戸市立小中野中学校 八戸市立江陽中学校 八戸市立湊中学校
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市立白銀小学校 八戸市立白鷗小学校 八戸市立白銀南小学校 八戸市立町畑小学校 八戸市立美保野小学校 八戸市立鮫小学校 八戸市立種差小学校 八戸市立大久喜小学校 八戸市立金浜小学校 八戸市立新井田小学校 八戸市立旭ヶ丘小学校

	<p>八戸市立白銀中学校 八戸市立白銀南中学校 八戸市立鮫中学校 八戸市立南浜中学校 八戸市立大館中学校 八戸市立東中学校</p>
<p>八戸市立学校西地区給食センター</p>	<p>八戸市立八戸小学校 八戸市立城下小学校 八戸市立長者小学校 八戸市立函南小学校 八戸市立根城小学校 八戸市立白山台小学校 八戸市立西白山台小学校 八戸市立江南小学校 八戸市立田面木小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校 八戸市立根岸小学校 八戸市立日計ヶ丘小学校 八戸市立是川小学校 八戸市立三条小学校 八戸市立西園小学校 八戸市立明治小学校 八戸市立桔梗野小学校 八戸市立轟木小学校 八戸市立多賀小学校 八戸市立多賀台小学校 八戸市立豊崎小学校 八戸市立南郷小学校 八戸市立島守小学校</p>

八戸市立第二中学校
八戸市立長者中学校
八戸市立根城中学校
八戸市立白山台中学校
八戸市立下長中学校
八戸市立北稜中学校
八戸市立是川中学校
八戸市立三条中学校
八戸市立明治中学校
八戸市立市川中学校
八戸市立豊崎中学校
八戸市立中沢中学校
八戸市立島守中学校

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○八戸市学校給食条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>八戸市学校給食条例</p> <p>昭和40年12月25日条例第37号 平成27年2月6日条例第1号</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食(以下「学校給食」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食共同調理場の設置)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき学校給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市立学校北地区給食センター</td> <td>八戸市石堂三丁目8番6号</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校東地区給食センター</td> <td>八戸市大字大久保字浜長根3番地1</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校西地区給食センター</td> <td>八戸市北インター工業団地二丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校給食の実施の対象)</p> <p>第3条 前条の学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の学校給食は、別表に掲げる学校の児童及び生徒を対象として実施する。</p> <p>(給食費)</p> <p>第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める給食費を納付しなければならない。</p> <p>(学校給食審議会)</p> <p>第5条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、八戸市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、教育委員会の諮問により学校給食の運営について審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p>3 審議会は、学識経験者、学校長その他教育関係者及び教育委員会職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命した委員をもって組織する。</p> <p>4 前項の委員の定数は、19人以内とする。</p>	名称	位置	八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号	八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市北インター工業団地二丁目2番1号	<p>八戸市学校給食条例</p> <p>昭和40年12月25日条例第37号 平成27年2月6日条例第1号</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食(以下「学校給食」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食共同調理場の設置)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき学校給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市立学校北地区給食センター</td> <td>八戸市石堂三丁目8番6号</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校東地区給食センター</td> <td>八戸市大字大久保字浜長根3番地1</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校西地区給食センター</td> <td>八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校給食の実施の対象)</p> <p>第3条 前条の学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の学校給食は、別表に掲げる学校の児童及び生徒を対象として実施する。</p> <p>(給食費)</p> <p>第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める給食費を納付しなければならない。</p> <p>(学校給食審議会)</p> <p>第5条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、八戸市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、教育委員会の諮問により学校給食の運営について審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p>3 審議会は、学識経験者、学校長その他教育関係者及び教育委員会職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命した委員をもって組織する。</p> <p>4 前項の委員の定数は、19人以内とする。</p>	名称	位置	八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号	八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地
名称	位置																
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号																
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1																
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市北インター工業団地二丁目2番1号																
名称	位置																
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号																
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1																
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地																

5 審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。
 (委任事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表(第3条関係)

区分	学校給食の実施の対象となる学校
八戸市立学校北地区給食センター	<u>八戸市立吹上小学校</u> <u>八戸市立中居林小学校</u> <u>八戸市立柏崎小学校</u> <u>八戸市立小中野小学校</u> <u>八戸市立江陽小学校</u> <u>八戸市立湊小学校</u> <u>八戸市立青潮小学校</u> <u>八戸市立第一中学校</u> <u>八戸市立第三中学校</u> <u>八戸市立小中野中学校</u> <u>八戸市立江陽中学校</u> <u>八戸市立湊中学校</u>
八戸市立学校東地区給食センター	<u>八戸市立白銀小学校</u> <u>八戸市立白鷗小学校</u> <u>八戸市立白銀南小学校</u> <u>八戸市立町畑小学校</u> <u>八戸市立美保野小学校</u> <u>八戸市立鮫小学校</u> <u>八戸市立種差小学校</u> <u>八戸市立大久喜小学校</u> <u>八戸市立金浜小学校</u> <u>八戸市立新井田小学校</u>

5 審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。
 (委任事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表(第3条関係)

区分	学校給食の実施の対象となる学校
八戸市立学校北地区給食センター	<u>八戸市立城下小学校</u> <u>八戸市立柏崎小学校</u> <u>八戸市立小中野小学校</u> <u>八戸市立江陽小学校</u> <u>八戸市立下長小学校</u> <u>八戸市立城北小学校</u> <u>八戸市立高館小学校</u> <u>八戸市立根岸小学校</u> <u>八戸市立日計ヶ丘小学校</u> <u>八戸市立桔梗野小学校</u> <u>八戸市立轟木小学校</u> <u>八戸市立多賀小学校</u> <u>八戸市立多賀台小学校</u> <u>八戸市立第三中学校</u> <u>八戸市立小中野中学校</u> <u>八戸市立江陽中学校</u> <u>八戸市立下長中学校</u> <u>八戸市立北稜中学校</u> <u>八戸市立市川中学校</u>
八戸市立学校東地区給食センター	<u>八戸市立湊小学校</u> <u>八戸市立青潮小学校</u> <u>八戸市立白銀小学校</u> <u>八戸市立白鷗小学校</u> <u>八戸市立白銀南小学校</u> <u>八戸市立町畑小学校</u> <u>八戸市立美保野小学校</u> <u>八戸市立鮫小学校</u> <u>八戸市立種差小学校</u> <u>八戸市立大久喜小学校</u>

	八戸市立旭ヶ丘小学校 八戸市立白銀中学校 八戸市立白銀南中学校 八戸市立鮫中学校 八戸市立南浜中学校 八戸市立大館中学校 八戸市立東中学校		八戸市立金浜小学校 八戸市立新井田小学校 八戸市立旭ヶ丘小学校 八戸市立南郷小学校 八戸市立島守小学校 八戸市立湊中学校 八戸市立白銀中学校 八戸市立白銀南中学校 八戸市立鮫中学校 八戸市立南浜中学校 八戸市立大館中学校 八戸市立東中学校 八戸市立中沢中学校 八戸市立島守中学校
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立八戸小学校 八戸市立城下小学校 八戸市立長者小学校 八戸市立凶南小学校 八戸市立根城小学校 八戸市立白山台小学校 八戸市立西白山台小学校 八戸市立江南小学校 八戸市立田面木小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校 八戸市立根岸小学校 八戸市立日計ヶ丘小学校 八戸市立是川小学校 八戸市立三条小学校 八戸市立西園小学校 八戸市立明治小学校 八戸市立桔梗野小学校 八戸市立轟木小学校 八戸市立多賀小学校 八戸市立多賀台小学校	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立八戸小学校 八戸市立吹上小学校 八戸市立長者小学校 八戸市立凶南小学校 八戸市立中居林小学校 八戸市立根城小学校 八戸市立白山台小学校 八戸市立江南小学校 八戸市立田面木小学校 八戸市立是川小学校 八戸市立三条小学校 八戸市立西園小学校 八戸市立明治小学校 八戸市立豊崎小学校 八戸市立第一中学校 八戸市立第二中学校 八戸市立長者中学校 八戸市立根城中学校 八戸市立白山台中学校 八戸市立是川中学校 八戸市立三条中学校 八戸市立明治中学校

八戸市立豊崎小学校
八戸市立南郷小学校
八戸市立島守小学校
八戸市立第二中学校
八戸市立長者中学校
八戸市立根城中学校
八戸市立白山台中学校
八戸市立下長中学校
八戸市立北稜中学校
八戸市立是川中学校
八戸市立三条中学校
八戸市立明治中学校
八戸市立市川中学校
八戸市立豊崎中学校
八戸市立中沢中学校
八戸市立島守中学校

	八戸市立豊崎中学校
八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市立南郷小学校
	八戸市立島守小学校
	八戸市立中沢中学校
	八戸市立島守中学校

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成29年 1 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

学齡児童生徒就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市学齢児童生徒就学指導委員会の項を次のように改める。

八戸市教育支援委員会	障がいのある又は特別な教育的支援を必要とする就学予定者、在学児童生徒等の適切な就学及び支援に関し必要な事項について審議をし、意見を述べること。
------------	---

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「学齢児童生徒就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関		別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)		(略)	
八戸市教育支援委員会	<u>障がいのある又は特別な教育的支援を必要とする就学予定者、在学児童生徒等の適切な就学及び支援に関し必要な事項について審議をし、意見を述べること。</u>	八戸市学齢児童生徒就学指導委員会	<u>障がいのある就学前児童、学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導等について必要な事項の審議に関すること。</u>

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後									改正前								
別表第1（第2条関係）									別表第1（第2条関係）								
区分				報酬の額					区分				報酬の額				
(略)									(略)								
教育支援委員会の委員									学齡児童生徒就学指導委員会の委員								
(略)									(略)								
別表第2（第2条関係）									別表第2（第2条関係）								
区分	鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行 雑費	宿泊料		食卓料	区分	鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行 雑費	宿泊料		食卓料
						甲地 方	乙地 方								甲地 方	乙地 方	
(略)																	
教育支援委員会 の委員																	
(略)																	
(略)																	

議案第 4 号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成29年 1 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

使用許可申請書を使用開始期日の12か月前から提出できることとし、楽屋に係る使用許可申請書を使用当日まで提出できることとするとともに、楽屋使用料を使用終了後に納付できることとするために改正するものである。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号ア中「、楽屋」を削り、「10箇月」を「12箇月」に改め、同号イ中「10箇月」を「12箇月」に改め、同号ウ中「附属設備」を「楽屋又は附属設備」に、「10箇月」を「12箇月」に改める。

第12条第1項ただし書中「ただし」の次に「、楽屋使用料」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請手続等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が相当な理由があり、かつ、公民館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア ホール、展示室又は展示ロビー 使用開始期日前<u>12箇月</u>から14日まで</p> <p>イ 会議室、和室、講義室又は調理実習室 使用開始期日前<u>12箇月</u>から3日まで</p> <p>ウ <u>楽屋又は附属設備</u> 使用開始期日前<u>12箇月</u>から使用当日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第12条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、<u>楽屋使用料</u>、附属設備使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料、冷房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用許可の申請手続等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が相当な理由があり、かつ、公民館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア ホール、<u>楽屋</u>、展示室又は展示ロビー 使用開始期日前<u>10箇月</u>から14日まで</p> <p>イ 会議室、和室、講義室又は調理実習室 使用開始期日前<u>10箇月</u>から3日まで</p> <p>ウ 附属設備 使用開始期日前<u>10箇月</u>から使用当日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第12条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料、冷房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>